



住 宅 防 火 情 報

第 9 号 (H23. 6)
消 防 庁 予 防 課

～ 住宅用火災警報器を設置しましょう ～

住宅用火災警報器（住警器）の普及に向けた取組

消防庁に寄せられた住警器普及に向けた取組を紹介します。

★住警器ソング「うちのUFO 住警器」&イラストが全国で活躍★

東京都内では、火災予防条例により昨年 4 月 1 日から設置が義務となり、東京消防庁江戸川消防署（江戸川区）では、住警器ソング「うちのUFO 住警器（じゅうけいき）」をホームページで公開し、都民の皆さんに設置を呼びかけています。これは、童謡のような親しみやすい曲調で、歌詞では「煙や熱をキャッチして音で知らせてくれるんだ」などわかりやすく機能を紹介しています。

作詞は前東京消防庁臨港消防署長の池田和生さん、作曲と歌は女優の三咲順子さん、編曲は日本工学院専門学校（東京都大田区）ミュージックカレッジ教員の土井克仁さんが担当しました。現在、防火のつどいや消防庁舎の一般公開などの各種イベントで披露したり、商店街の街頭放送でも流しています。また、住警器ソングに合わせて擬人化した無数の住警器が住宅内や夜空で見守っているイラストを添えています。

消防署のホームページでこの曲を聴いた郡山地方広域消防組合消防本部（福島県）をはじめ、北は北海道から南は沖縄県まで、1 道 1 府 2 5 県、合計 4 8 の消防本部（別表参照）で、本ソングとイラストを広報に活用したいという要請があり、それぞれの地域で活用されています。

さらに、昨年 1 0 月からは江戸川消防署ホームページで英語版の住警器ソングを公開しています。これにより、外国人に向けた住警器設置の周知や促進も期待しています。

※ 東京消防庁江戸川消防署ホームページ

http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-edogawa/20101005_juukeiki/20101004-boukakanri.html

『うちのUFO 住警器』

作詞 池田 和生 作曲 三咲 順子
編曲 土井 克仁 歌 三咲 順子

- | | |
|--|--|
| 1 天井についてる 白い円盤
うちのUFO 住警器
もしも火事になったとき
すぐに教えてくれるんだ
赤い目 チカッと光らせて
休まず見張りをしているよ
大切な命を 守ってくれる
うちのUFO 住警器 | 2 一つの部屋に一つずつ
うちのUFO 住警器
煙や熱をキャッチして
音で知らせてくれるんだ
かわいいシippoをぶらさげて
24 時間眠らずに
いつも家族を 守ってくれる
うちのUFO 住警器 |
|--|--|



ソング・イメージイラスト

別表 住警器ソング「うちのU F O 住警器」活用消防本部一覧（活用開始順）

No.	消 防 本 部	都道府県
1	郡山地方広域消防組合消防本部	福島県
2	上田地域広域連合消防本部	長野県
3	須賀川地方広域消防本部	福島県
4	かほく市消防本部	石川県
5	最上広域市町村圏事務組合消防本部	山形県
6	入間市消防本部	埼玉県
7	一宮市消防本部	愛知県
8	養父市消防本部	兵庫県
9	愛西市消防本部	愛知県
10	江南市消防本部	愛知県
11	比謝川行政事務組合ニライ消防本部	沖縄県
12	豊田市消防本部	愛知県
13	奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	岩手県
14	久慈広域連合消防本部	岩手県
15	都城市消防局	宮崎県
16	岐阜市消防本部	岐阜県
17	雲南消防本部	島根県
18	加賀市消防本部	石川県
19	日高西部消防組合	北海道
20	防府市消防本部	山口県
21	喜多方地方広域市町村圏組合消防本部	福島県
22	流山市消防本部	千葉県
23	新潟市消防局	新潟県
24	福井市消防局	福井県
25	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	福島県
26	三原市消防本部	広島県
27	若狭消防組合消防本部	福井県
28	八幡浜地区施設事務組合消防本部	愛媛県
29	美作市消防本部	岡山県
30	鳩ヶ谷市消防本部	埼玉県
31	三郷市消防本部	埼玉県
32	新発田地域広域事務組合消防本部	新潟県
33	光地区消防組合消防本部	山口県
34	静岡市消防局	静岡県
35	大津市消防局	滋賀県
36	いわき市消防本部	福島県
37	大洲地区広域消防事務組合消防本部	愛媛県
38	砺波地域消防組合	富山県
39	生駒市消防本部	奈良県
40	七尾鹿島広域圏事務組合消防本部	石川県

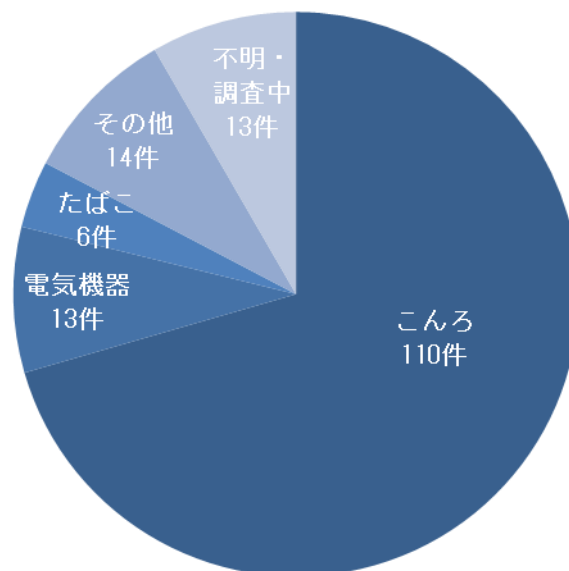
41	尾道市消防局	広島県
42	にかほ市消防本部	秋田県
43	豊明市消防本部	愛知県
44	敦賀美方消防組合消防本部	福井県
45	守口市門真市消防組合消防本部	大阪府
46	北広島町消防本部	広島県
47	厚木市消防本部（イラスト活用）	神奈川県
48	秋田市消防本部	秋田県

住宅用火災警報器（住警器）の奏功事例

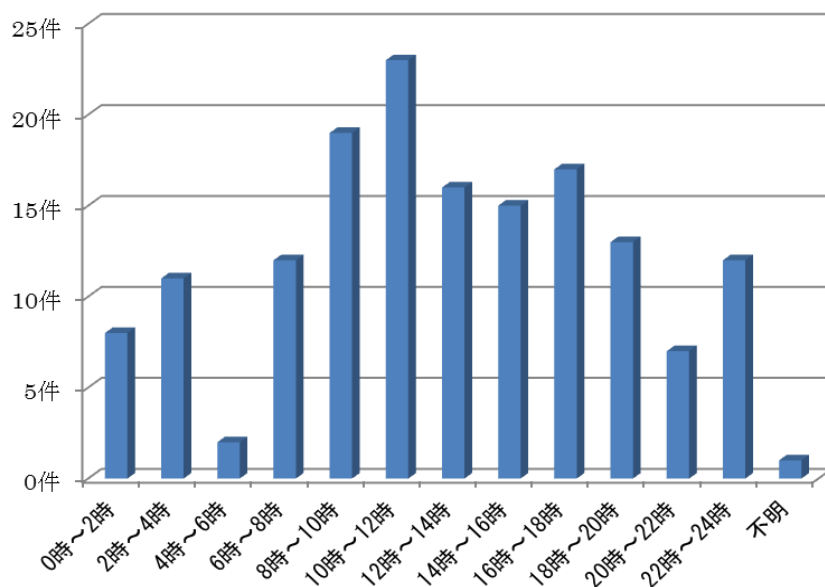
消防庁に寄せられた住警器の奏功事例（情報）

事例件数 156 件（平成22年9月～平成23年5月）

【奏功事例として報告のあった火災の状況】



出火原因別件数



時間帯別件数

【火災に早く気づき、命を取り止めることができた主な事例】

- 29歳の女性が、2階居室でたばこを吸った後、1階へ入浴に行った。その後、2階の住警器の警報音が鳴ったため、家族で確認に行ったところ、灰皿周辺から炎が見えた。家族が協力して2階洗面所の水をかけ消火を試みたが、煙が充満してきたため、家族全員で避難した。（愛知県豊田市）
- 午前2時40分頃、鉄骨造一部木造2階建の住宅の1階から出火、全焼。出火当時、火元家人夫婦の妻（75歳）は1階、夫（78歳）は2階で就寝中に妻が2階階段に設置していた住警器の警報音で目が覚め、2階で寝ていた夫を起こし、二人で避難した。（徳島県徳島市）

【早く気づき、火災発生または拡大に至らなかった主な事例】

- 占有者女性（34歳）が18時30分ごろから夕食の調理をはじめ、てんぷら油の入った鍋を火にかけた。18時35分ごろに来客があり、玄関で対応中に台所設置の住警器が作動し異常に気がついた。鍋を確認すると白煙が噴出しており、やがて炎が上がり始めた。家族が寝室より布団と毛布を持ってきて鍋を覆い窒息消火を試み消火した。その後、来客の携帯電話を借りて119番通報した。（愛知県豊川市）
- 子供部屋（寝室）で子供がうたた寝をしている時に、電気ストーブに毛布等が接触し出火した。住警器の警報音で目が覚め、気が付くと電気ストーブ付近からベッドにかけて煙が出ていた。子供が、消火しようと衣類を電気ストーブに掛けたところ、さらに火勢が拡大した。子供の声で火災を知った家族が水道ホースを使用して初期消火と119番通報を実施し、初期消火に成功した。（三重県津市）
- 幼い兄弟が押し入れの中で、ライターを使い、ティッシュを燃やして火遊びをしていた。その火が、押し入れに置いていた衣装ケースのプラスチック製の蓋と枕に燃え移り、住警器が鳴動した。別室にいた母親が警報音に気づき、台所で水道水を洗面器に汲み消火したため延焼拡大に至らず、幼い兄弟も怪我なく済んだ。（岡山県倉敷市）
- 子供が部屋でテレビを見ていたところ、台所に設置の住警器が発報した。台所へ行くとガスレンジから火が出ており、水道水で消火を試みたが、消火しきれず119番通報した。（埼玉県川島町）

【隣人等が警報音に気づき、火災発生に至らなかった主な事例】

- 当事者の男性（64歳）が飲酒後に帰宅し、味噌汁鍋をガステーブルに掛け、そのまま1階居間で寝てしまい鍋を焦がしたため、1階寝室に設置してあった住警器（煙式）が発報した。その後、隣人の男性2名が住警器の警報音で駆け付け、ガスを切り、当事者を起こし早期の119番通報により火災に至らなかった。（福島県郡山市）
- 95歳男性の独居老人が煮物の鍋をガスコンロにかけ点火後、友人からの電話での誘いで外出、鍋の内容物が焦げ煙が発生し住警器が作動、当該住警器と連動（無線）の補助警

報装置を設置した隣の主婦が気付き 119 番通報した。（沖縄県糸満市）

- 新聞配達員が就業中、共同住宅 1 階付近にて住警器の鳴動音に気づき、1 階 102 号室の出入り口ドアを叩いたところ、居室内より居住者が避難し、新聞配達員が消防へ通報した。

——— 住宅用火災警報器（住警器）の悪質訪問販売等の事例 ———

これまでに消防庁に寄せられた悪質訪問販売等に関する事案は 161 件となりました（別紙 1 参照）。依然、被害が全国的に発生しており、引き続き注意が必要です。

消防庁に寄せられた悪質訪問販売等に関する事案（情報）

事案件数 24 件（平成 22 年 9 月～平成 23 年 5 月）

【設置または点検しなければならないと説明・脅迫する手口】

- 紺色の服を着た男が設置されている住警器は取り替えが必要だと言って老人宅に上がったが、気づかない間にいなくなり、かばんの中にあった現金もなくなっていた。（北海道帯広市）
- 住警器が本当に設置されているか確認すると言って家にあがってきて、住警器とあわせて消火器、防火バケツを購入させられてしまった。（京都府京都市）
- スーツ姿の男が訪れ、住警器の設置が義務化された旨を説明したのち販売しようとした。住人が会社名等を確認しようとしたが回答はなく、警察か消防へ電話すると言うと慌てて帰ってしまった。（富山県富山市）
- 住警器の設置に登録料が発生すると虚偽の説明をし、登録料を請求された。（東京都品川区）

【消防職員等だと偽りとりつけようとする手口】

- ガス業者を名乗った業者が被害者宅を訪問し、「住警器の補助が本日までです。」と説明して住警器を 1 個 5 万円で販売した。（和歌山県和歌山市）
- 消防から来たという 40 歳位の東（アズマ）と名乗る男性が、ガス器具の点検をさせてほしいと訪問してきたが、ガス器具の点検後住警器の話になり、一部市役所から補助がでるとも言われ購入した。（埼玉県白岡町）
- 消防署から来たと男性二人が訪れてきて、一人から 2 階で取付作業等の説明を受けているところ、もう一人が 1 階に置いてあったカバンから現金を抜き取った。（埼玉県毛呂山町）

★【悪質訪問販売のよくある手口】★

- ・ 「もう義務化されています。」と嘘をついてあおる。
- ・ 「消防署（市役所またはガス業者）から来ました。」と嘘をついてだます。
- ・ 強引に部屋に押し入って点検のフリをして売りつける。 等

★【不適正な訪問販売で購入、契約してしまったら・・・】★

クーリング・オフ制度

住警器の訪問販売は「特定商取引に関する法律」に基づくクーリング・オフ制度の対象であり、契約後一定の期間は契約の解除が認められている（住警器の訪問販売については8日間）。

※詳しくは、お住まいの地域の消費生活センターへお問い合わせ下さい。

（国民生活センター<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>）

★【国民生活センターからの情報提供】★

煙式の住警器について、設置環境が感知に及ぼす影響や警報音についてテストし、その結果を平成23年5月12日付けで、国民生活センターが別紙2のとおり情報提供しています。

住宅防火対策推進の取組に関する情報をお寄せ下さい。

【連絡・送付先】

消防庁予防課予防係

TEL 03-5253-7523 FAX 03-5253-7533

E-mail yobouka-y@soumu.go.jp